

◆政令月収の算出方法◆

1. 所得の種類について

【給与所得】

給料、賃金、賞与などの所得です。

たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。

給与所得でいうところの「総収入金額」とは給与控除する前のもので、賞与や手当などを含んだ金額です。

【年金所得】

厚生年金、国民年金、共済年金などの所得です。

たとえば、老齢年金や退職年金をいいます。

このほか、法令により非課税とされている各種年金（障害基礎年金、遺族年金、傷病者年金など）については、所得は「0」となります。

2. 政令月収の計算方法について

(1) 世帯の中で収入のある方を収入の種別（「給与」「年金」等）ごとに計算します。

給与所得者及び年金所得者については「所得金額の算出方法」（別紙 表1、表2）により所得金額を算出してください。

(2) 家族全員の所得を合算して世帯の年間所得を算出します。

(3) 名義人本人を除き、現在同居しているか、または同居しようとする親族の人数から次の式により同居者控除額を算出します。

$$\boxed{\quad} \text{人（名義人本人を除く）} \times 380,000 \text{円} = \text{同居者控除額}$$

(4) 世帯の年間所得から、(3)で算出した額を控除した後、世帯にかかる特別控除額（別紙 表3）の対象となる特別控除の種類を差引きし、12(ヶ月)で割って政令月収を算出します。

$$\boxed{(\text{世帯の年間所得 (2)} - \text{同居者控除額 (3)} - \text{特別控除額}) \div 12 = \text{政令月収}}$$

※政令月収が158,000円を超える場合は市営住宅に入居いただけません。

ただし、同居人に小学生未満の方がいる世帯等では214,000円となります。詳細は担当課へお問合せください。

○給与所得者の所得金額の計算のしかた（表1）

年間総収入金額	年間給与所得金額		
551,000 円未満	年間給与所得金額 = 0		
551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額 - 550,000 円 = 年間給与所得金額		- 最高 10 万円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,069,000 円		- 10 万円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,070,000 円		
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,072,000 円		
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得金額 = 1,074,000 円		
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を 4000 で割り、その答えの 1 円	$A \times 0.6 + 100,000$ 円 = 年間給与所得金額	
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	未満を切り捨てた後に 4000 を掛け戻し、出た額	$A \times 0.7 - 80,000$ 円 = 年間給与所得金額	
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	を右の A にあてはめて ください	$A \times 0.8 - 440,000$ 円 = 年間給与所得金額	
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円 = 年間給与所得金額		
8,500,000 円以上	年間総収入金額 - 1,950,000 円		

○年金所得者の所得金額の計算のしかた（表2）

受給者の年齢	年間総収入金額 (y)	年間年金所得金額	
65 歳以上の方	1,100,000 円以下	年間年金所得金額 = 0	
	1,100,001 円以上 3,300,000 円未満	$(y) - 1,100,000$ = 年間年金所得金額	- 最高 10 万円
	3,300,000 円以上 4,100,000 円未満	$(y) \times 0.75 - 275,000$ 円 = 年間年金所得金額	- 10 万円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	$(y) \times 0.85 - 685,000$ 円 = 年間年金所得金額	
	7,700,000 円以上	$(y) \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 年間年金所得金額	
65 歳未満の方	600,000 円以下	年間年金所得金額 = 0	
	600,001 円以上 1,300,000 円未満	$(y) - 600,000$ 円 = 年間年金所得金額	- 最高 10 万円
	1,300,000 円以上 4,100,000 円未満	$(y) \times 0.75 - 275,000$ 円 = 年間年金所得金額	- 10 万円
	4,100,000 円以上 7,700,000 円未満	$(y) \times 0.85 - 685,000$ 円 = 年間年金所得金額	
	7,700,000 円以上	$(y) \times 0.95 - 1,455,000$ 円 = 年間年金所得金額	

○特別控除額（表3）

控除名	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等控除	扶養親族の内、70歳以上の方	一人につき10万円
特定扶養親族控除	扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方	一人につき25万円
寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後、婚姻していない方、または、夫の生死が分からない方で、合計所得金額が500万円以下の方	27万円
ひとり親控除	婚姻していないこと、または、配偶者の生死が明らかでない者のうち以下をすべて満たす方。 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる一定の人がいないこと (2) 生計を一にする子がいること。(子の総所得金額が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る) (3) 合計所得金額が500万円以下であること。	35万円
障害者控除	本人や扶養親族で、身体障害者手帳（3級～6級）、精神障害者保健福祉手帳（2級か3級）または療育手帳（B級）を持っている方	一人につき27万円
特別障害者控除	身体障害者手帳（1級～2級）、精神障害者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A級）を持っている方	一人につき40万円